

設計図書 (当初)

| | | | |
|----|----|-----|-----|
| 課長 | 係長 | 検算者 | 担当者 |
|----|----|-----|-----|

令和4年度

市道堀米145号線外3路線街路樹冬期剪定業務委託

表-1に示す設計図書は、佐野市業務委託契約書第1条第1項に定める設計図書である。

表-1 設計図書内訳

| 表紙 | 設計書 | 位置図 | 委託費内訳表 | 特記仕様書 | 図面 |
|----|-----|-----|--------|-------|-----|
| P1 | P2 | P3 | P4~P5 | P6~P9 | P10 |

参考資料

表-2に示す参考資料は、佐野市業務委託契約書第1条第1項に定める設計図書ではない。

表-2 参考資料内訳

| | | |
|---------|-----|--|
| 数量計算書 | その他 | |
| P11~P13 | P14 | |

設 計 書

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 市 長 | 副市長 | 部 長 | 次 長 | 課 長 | 係 長 | 検算者 | 設計者 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

| | | | | |
|----------------|---------------|--------------------------|------|-------------|
| 令和4年度 | 委託名 | 市道堀米145号線外3路線街路樹冬期剪定業務委託 | 履行期間 | ～令和5年3月10まで |
| 作成 令和4年 10月 | 履行場所 | 佐野市 堀米町 | 設計者名 | |
| 設計理由 | | | | |
| | | | | |
| 委託の種別および概要 | 樹木剪定(冬期) : 1式 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

数量総括表（設計書）

| 工事区分(項目)・工種・種別・細別 | 規 格 | 単 位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 摘 要 |
|------------------------|---------------------|-----|---------|---------|-------------|
| **本 工 事** | | | | | |
| 道路維持 | | 1 式 | | | Y0SZZ |
| 植栽維持工 | | 1 式 | | | Y0R56 |
| 樹木・芝生管理工 | | 1 式 | | | Y0R56200 |
| 樹木剪定 | | 1 式 | | | Y0R56200631 |
| 高木剪定 | 幹周60 c m未満 処分費込み | 本 | | 196 | V0100 |
| 仮設工 | | 1 式 | | | Y0R61 |
| 交通管理工 | | 1 式 | | | Y0R61232 |
| 交通誘導警備員 | | 1 式 | | | Y0R61232Y21 |
| 交通誘導警備員の計上 A=3, B=1 | 交通誘導警備員 B | 式 | | 1 | S0914 |
| | | | | | |
| | | | | | |

数量総括表（設計書）

| 工事区分(項目)・工種・種別・細別 | 規 格 | 単 位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----|---------|---------|-----|
| **直接工事費** | | 1 式 | | | |
| 共通仮設費 (率分) | | 1 式 | | | |
| **共通仮設費計** | | 1 式 | | | |
| **純工事費** | | 1 式 | | | |
| 現場管理費 | | 1 式 | | | |
| **工事原価** | | 1 式 | | | |
| 一般管理費等 | | 1 式 | | | |
| **一般管理費等計** | | 1 式 | | | |
| **工事価格** | | 1 式 | | | |
| **工事価格計** | | 1 式 | | | |
| 消費税・地方消費税額 | | 1 式 | | | |
| **請負工事費** | | 1 式 | | | |

道路植栽管理業務委託 共通仕様書

1. 総 則

佐野市都市建設部道路河川課が実施する道路植栽管理業務委託については、栃木県土木工事共通仕様書に準じるとともに、本共通仕様書に基づき実施するものとする。なお、予定価格は栃木県土木工事積算基準書に基づき設定している。

2. 一般事項

- (1) 請負者は、対象となる樹木について、整姿の目的、樹木の特性や剪定後の影響を十分に考慮したうえで施工しなければならない。
- (2) 請負者は、枝葉剪定等による発生材について、次の各号に適した処理を行わなければならない。また、他の方法により処理を行う場合は、監督職員と協議をしなければならない。
 - ①. 枝葉剪定による発生材は、堆肥化を図り再利用するものとする。
 - ②. 抜根除草による発生材は、堆肥化を図り再利用するものとする。

3. 材 料

樹木整姿工に使用する材料は、次の各号に適合した物、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。

- ①. 充填材の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これに示されていない場合は、監督職員と協議をしなければならない。
- ②. 防腐剤の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これに示されていない場合は、監督職員と協議をしなければならない。

4. 高中木整姿工

- (1) 高中木整姿工の施工については、次の各号によらなければならない。
 - ①. 請負者は、基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とした人力剪定作業により、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。
 - ②. 請負者は、軽剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的とした人力剪定作業により、切り詰め、枝抜きを行わなければならない。
 - ③. 請負者は、機械剪定の施工については、機械を用いた刈り込み作業により、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。

(2) 剪定の作業については、主として剪定すべき枝は、次の各号によらなければならない。

- ①. 枯枝
- ②. 成長の止まった弱小な枝（弱小枝）
- ③. 著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）
- ④. 通風、採光、架線、人車の通行の障害となる枝（障害枝）
- ⑤. 折損によって危険をきたす恐れのある枝（危険枝）
- ⑥. 樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上必要な枝（冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝）

(3) 剪定の方法については、次の各号によらなければならない。

- ①. 請負者は、樹木の剪定については、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然樹形仕立てとしなければならない。
- ②. 請負者は、樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定をしなければならない。
- ③. 請負者は、大枝の剪定は切断箇所表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数十cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで、切返しを行い切除しなければならない。また、大枝の切断面には必要に応じて、防腐処理を施すものとする。
- ④. 請負者は、樹枝については、外芽のすぐ上で切除しなければならない。ただし、しだれ物については内芽でできるものとする。
- ⑤. 請負者は、樹冠外に飛び出した枝切り取りや、樹勢回復するために行う切り返し剪定については、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点より長いほうの枝を付け根より切り取らなければならない。
- ⑥. 請負者は、枝が込みすぎた部分の中すかしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜き剪定については、不必要な枝（冗枝）をその枝の付け根から切り取らなければならない。
- ⑦. 請負者は、花木類の手入れについては、花芽の分化時期を考慮し、手入れの時期及び着生位置に注意しなければならない。

5. 樹木薬剤散布

樹木の薬剤防除に使用する農薬は、次の各号に適合した物、またはこれと同等以上の品質と安全性を有するものを使用しなければならない。

- ①. 農薬の種類は、人畜無害で自然生態系等への影響がない安全なものを使用するものとする。
- ②. 農薬の種類は、設計図書によるものとする。ただし、これに示されていない場

合は、監督職員と協議をしなければならない。

- ③. 農薬の使用量は、農薬の種類、目的、効果など現地の状況を踏まえ、適切に使用しなければならない。

6. 近隣住民等への対応

請負者は、契約締結後すみやかに、近隣住民等に対し、業務に関する内容を文書と口頭により周知し、理解を得なければならない。また、工期内外において、市民等から苦情や意見等があった場合は、誠意をもって適切に対応し、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

7. 第三者に及ぼした損害

請負者は、業務の履行に際し、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

8. その他

この業務の履行に際し疑義が生じた場合は、遅滞なく監督職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

街路樹冬期剪定業務委託 特記仕様書

1. 業務委託名

市道堀米145号線外3路線街路樹冬期剪定業務委託

2. 履行場所

佐野市 堀米町

3. 業務内容

(1) 樹木剪定（冬期）

高木剪定（幹周60cm未満）

ハナミズキ : 196本

4. 樹木整姿

高中木整姿の剪定は、別紙「樹木剪定図」のとおりとする。

平面図

(市道堀米145号線外3路線)

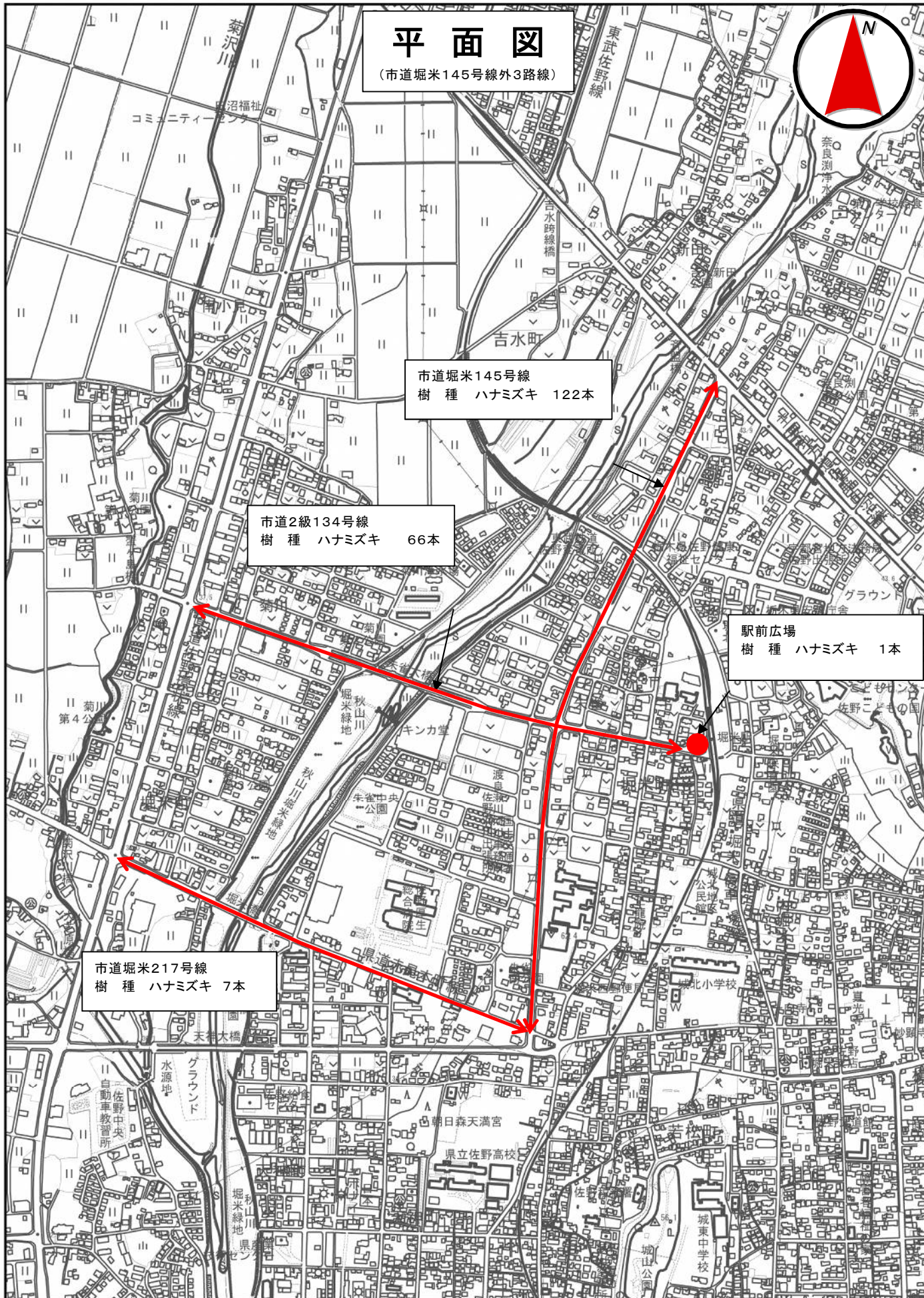


市道堀米145号線
樹種 ハナミズキ 122本

市道2級134号線
樹種 ハナミズキ 66本

駅前広場
樹種 ハナミズキ 1本

市道堀米217号線
樹種 ハナミズキ 7本



設計数量

市道堀米145号線外3路線街路樹冬期剪定業務委託管理数量

冬期管理

高木剪定工

| | | |
|---------|--------------------|----|
| 2-134号線 | ハナミズキ | |
| | 幹周C=60cm未満 | 66 |
| | 幹周C=60cm以上~120cm未満 | |

| | | |
|---------|------------|---|
| 2-133号線 | ハナミズキ | |
| | 幹周C=60cm未満 | 1 |

| | | |
|---------|------------|-----|
| 堀米145号線 | ハナミズキ | |
| | 幹周C=60cm未満 | 122 |

| | | |
|---------|------------|---|
| 堀米217号線 | ハナミズキ | |
| | 幹周C=60cm未満 | 7 |

| | | | |
|---|------------|-----|---|
| 計 | 幹周C=60cm未満 | 196 | 本 |
|---|------------|-----|---|

| | | | |
|----|--|-----|---|
| 合計 | | 196 | 本 |
|----|--|-----|---|

市道堀米145号線外3路線街路樹冬期剪定業務委託数量管理表

令和4年10月14日現在

| 所在地 | 植樹種類 | 高木の内訳(幹周)cm | | | |
|--|------------------|--------------|------|--------|---------|
| | | 数量(うち剪定不枯損木) | | | |
| | | 合計 | 30未満 | 30~60未 | 60~120未 |
| (2-134号線) 北部 佐野環状線(東)~ 朱雀大橋迄 南側 | ハナミズキ | 27 | 27 | | |
| (2-134号線) 北部 朱雀大橋~2-133号線 堀米駅前広場迄 南側 | ハナミズキ | 39 | 35 | 4 | |
| (2-133号線) 堀米駅前広場 (ロータリー島等) | ハナミズキ | 1 | | 1 | |
| (堀米145号線)西側 佐野・田沼線(東)~ 2-134号線迄 東側 | ハナミズキ | 55 | 55 | | |
| (堀米145号線)西側 2-134号線~ 1-14号線 | ハナミズキ | 67 | 66 | 1 | |
| (堀米217号線) | ハナミズキ | 7 | 7 | | |
| 合計 | (道路)高木 ハナミズキ外 | 196 | 190 | 6 | |

樹木剪定図

